

第1章 学 則

○弓削商船高等専門学校学則

制 定 昭和44年1月1日

最終改正 令和3年3月4日

第1章 総則

(目的)

第1条 弓削商船高等専門学校(以下「本校」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第1条の2 本校の教育方針及び教育目標は、別に定める。

第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第2条 修業年限は、商船に関する学科については5年6月とし、工業に関する学科については5年とする。

2 商船に関する学科の修業年限のうち、4年6月を席上課程とし、12月を練習船による実習課程とする。

3 前項の規定にかかわらず、12月の練習船による実習課程の一部については、やむを得ない事由がある場合は、別に定める。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、商船に関する学科の卒業年次にあつては、4月1日に始まり、練習船による実習課程修了時に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 創立記念日 1月11日

(4) 春季休業 4月1日から4月4日まで

(5) 夏季休業 8月10日から9月23日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月6日まで

(7) 学年末休業 3月10日から3月31日まで

2 前項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員及び職員組織

(学科、学級数及び入学定員)

第7条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学	科	学 級 数	入学定員
商船に関する学科	商 船 学 科	1	40 人
工業に関する学科	電子機械工学科	1	40 人
	情 報 工 学 科	1	40 人

2 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(学科等の教育目標)

第7条の2 学科等ごとの教育目標は、別に定める。

(教職員組織)

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 教職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(教務主事、学生主事、寮務主事及び広報主事)

第9条 本校に教務主事、学生主事、寮務主事及び広報主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

5 広報主事は、校長の命を受け、学生募集・広報に関することを掌理する。

(事務部)

第10条 本校に庶務、会計及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため事務部を置く。

(その他内部組織)

第11条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを

原則とする。

(授業科目及び履修単位数)

第13条 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 授業科目及びその履修単位数は、一般科目にあつては別表第1、専門科目にあつては、別表第2のとおりとする。

3 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。第7項において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

6 前3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位の認定をすることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

7 特別活動は、第1学年から第3学年まで各学年30単位時間実施するものとする。
(授業の方法)

第13条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前条第2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第13条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校において修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第13条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学等における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第13条の5 本校以外の教育施設等における学修等に対する単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価)

第14条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、平素の成績を評価して行うものとする。

2 成績の評価及び課程修了の認定については、別に定める。

(原級留置)

第15条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目を再履修するものとする。

第5章 入学、転科、休学、退学、留学及び卒業

(入学資格)

第16条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が、中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他相当の年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第17条 入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び所定の書類を添えて校長に願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第18条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績及び出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として、入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の選抜方法によるほか、入学定員の一部について出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、送付された調査書を主な資料として入学者の選抜を行うことができる。

(入学手続及び入学許可)

第19条 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学料を納付するとともに、校長が別途定めた保護者等と連署した誓約書その他の書類を提出しなければならない。

2 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

3 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

4 校長は、第1項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学料の納付について、入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者に対しては、その入学を許可する。

(編入学)

第20条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、

その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前2条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することができる。

2 編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転科)

第21条 転科を希望する者があるときは、校長は選考の上、相当学年に、転科を許可することができる。

2 転科に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第22条 学生が疾病その他やむを得ない事由により3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学の期間)

第23条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合はさらに引き続き1年以内の休学を許可することができる。

2 休学期間は通算して3年を超えることができない。

(復学)

第24条 休学した者が、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

(出席停止)

第25条 学生に伝染病その他疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることができる。

(退学)

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

(除籍)

第27条 校長は、次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 長期間にわたり行方不明の者

(2) 授業料又は寄宿料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(3) 第19条第2項ただし書に規定する入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理され、免除又は徴収猶予を不許可とされた者及び半額免除又は徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者

(4) 第23条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(5) 第15条の規定により、原学年にとどめられた者で、再履修後も引続き進級できない者

(留学)

第28条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中に

においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第29条 校長は、全学年の課程を修了した者に、卒業証書を授与する。

(称号)

第30条 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第31条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校規則第35号。以下「機構費用規則」という。）の定めるところによる。

(授業料の徴収方法)

第32条 学生は、授業料年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず学生の申出があつたときは前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可されたときに納付することができる。

第33条 学年の途中で卒業する者は、授業料年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額を納付するものとする。

第34条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第35条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、寄宿料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出又は承諾があつたときは、当該年度内に徴収する寄宿料額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

(入学料、授業料、寄宿料の免除及び徴収猶予)

第36条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合、その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合は、入学料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 風水害等の災害を受けたことにより寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。

4 前3項の取扱いについては、別に定める。

(検定料等の還付)

第37条 納付済の検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，これを還付しない。ただし，第32条第4項の規定により授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には，申出により当該授業料相当額を還付する。

第7章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

第38条 学生は，この学則に定めるもののほか，別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があるときは，表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第40条 教育上必要があるときは，学生に退学，停学，訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし，退学は次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り，成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者

第8章 専攻科

(設置)

第41条 本校に専攻科を置く。

(目的)

第42条 専攻科は，高等専門学校における教育の基盤の上に，精深な程度において商船及び工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し，もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(専攻及び入学定員)

第43条 専攻科の専攻及び入学定員は，次のとおりとする。

専攻	入学定員
海上輸送システム工学専攻	4人
生産システム工学専攻	8人

(専攻の教育目標)

第43条の2 専攻の教育目標は別に定める。

(修業年限及び在学期間)

第44条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(学期)

第45条 専攻科の学期は、次の2学期とする。

海上輸送システム工学専攻

前期 10月1日から翌年3月31日まで

後期 翌年4月1日から9月30日まで

生産システム工学専攻

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(入学資格)

第46条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他本校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選抜)

第47条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜を行う。

(授業科目及び学修単位数)

第48条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

- 2 教育課程は、授業科目により編成するものとする。
- 3 履修方法については、別に定めるところによる。
- 4 各授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
 - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習・ゼミについては、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験・特別研究については、45時間の授業をもって1単位とする。

(休学の期間)

第49条 専攻科学生の休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

- 2 休学の期間は、第44条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(修了)

第50条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者については、修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

3 第1項に規定する単位の修得方法については、別に定める。

(準用規定)

第51条 第5条、第6条、第12条、第13条の4第1項、第19条、第22条、第24条から第26条まで、第27条第1項から第3項まで、第28条第1項、第31条から第40条までの規定は、専攻科に準用する。

第9章 学寮

(学寮)

第52条 本校に学寮を設ける。

2 学寮の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 練習船

(練習船)

第53条 本校に練習船を置く。

2 練習船に関する規程は、別に定める。

第11章 外国人留学生

(外国人留学生)

第54条 外国人で、高等専門学校に留学する目的をもって入国し、本校に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、第7条の規定にかかわらず、定員外とすることができる。

3 外国人留学生の授業科目及びその履修単位数は、第13条第2項の規定にかかわらず、一般科目にあつては別表第5、専門科目にあつては、別表第6のとおりとする。

4 その他、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 研究生、聴講生及び科目等履修生

(研究生)

第55条 本校において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第56条 本校において開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第57条 本校において開設する授業科目のうち、特定の科目について履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位の修得を認定することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第58条 本校に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和44年1月1日から施行し、昭和42年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和47年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日に現に在学する学生の授業料の年額については、なお従前の例による。
- 3 第28条の入学料については、昭和48年4月1日以後に入学を許可される者にかかるものから改訂する。

附 則

- 1 この規則は、昭和51年2月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第25条第4号及び第5号の規定は、前項の規定にかかわらず、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、この規則による改正後の学則第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和51年度において、入学した者から徴収する同年度に係る授業料の額は、前期にあつては9,600円を、後期にあつては21,600円をそれぞれの期において徴収するものとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和52年4月21日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 昭和52年度の第2学年以上に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年9月24日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、昭和57年度以前に入学した学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年4月11日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。
- 2 昭和57年以前に入学した学生に係る教育課程については、なお従前の例による。ただし、昭和57年度以前に入学した学生のうちで、昭和58年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、昭和58年4月1日改正後の教育課程によることができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年2月27日から施行する。
- 2 昭和61年度以前に入学した学生に係る学寮への入寮の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年9月16日から施行する。
- 2 弓削商船高等専門学校工場実習規則（昭和57年1月28日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 航海学科及び機関学科は、改正後の第7条の規定にかかわらず、昭和63年3月31日に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 昭和62年度以前に入学した学生に係る教育課程については、なお従前の例による。ただし、昭和63年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、昭和63年4月1日改正後の教育課程によることができる。

附 則

この規則は、昭和63年10月13日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年12月14日から施行し、昭和63年度以降に入学した学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年度以前に入学した学生に係る教育課程については、なお従前の例による。ただし、昭和63年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、平成2年4月1日改正後の教育課程によることができる。

附 則

この規則は、平成3年3月6日から施行し、平成2年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成3年7月10日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

2 平成3年度以前に入学した学生にかかる第13条第2項の適用については、別に定める。

附 則

この規則は、平成5年10月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成11年度以前に入学した学生に係る一般科目の教育課程については、改正後の弓削商船高等専門学校学則（以下「新学則」という。）別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成12年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、新学則別表第一の規定を適用することができる。

3 平成10年度以前に商船学科に入学した学生に係る専門科目の教育課程については、新学則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成11年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、新学則別表第二の規定を適用することができる。

4 平成11年度以前に電子機械工学科及び情報工学科に入学した学年に係る専門科目の教育課程については、新学則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成12年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、新学則別表第二の規定を適用することができる。

附 則

この規則は、平成15年3月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年2月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月17日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に情報工学科に入学した学年に係る専門科目の教育課程については、改正後の学則別表第二の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成18年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、改正後の学則別表第二の規程を適用する。

附 則

この規則は、平成21年9月17日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学年に係る教育課程については、改正後の学則別表第1, 2, 4の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成22年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、この規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学年に係る教育課程については、改正後の学則別表第3, 4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学年に係る教育課程については、改正後の学則別表第1, 2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成25年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、この規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学年に係る教育課程については、改正後の学則別表第3, 4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学年に係る教育課程については、改正後の学則別表第3, 4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に情報工学科に入学した学年に係る教育課程については、改正後の学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成29年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、改正後の教育課程によることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に電子機械工学科に入学した学年に係る教育課程については、改正後の学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成30年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、改正後の教育課程によることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した留学生にかかる教育課程は、なお、従前の例による。ただし、平成31年度以降に入学した留学生と同一学年となる留学生は、改正後の教

育課程によることができる。

附 則

- 1 この規則は、令和3年2月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度以前に情報工学科に入学した学年に係る教育課程については、改正後の学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、令和3年度以降に入学した学生と同一学年となる学生については、改正後の教育課程によることができる。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。なお、第19条に係る入学手続及び入学許可については、令和3年度以降に入学する学生から適用する。
- 2 第13条の2第2項の規定は、令和2年11月17日から適用する。
- 3 第13条の3及び第13条の4第2項の規定は、令和2年2月10日から適用する。